

「申請に対する処分」基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	加入金の減免	
根拠条例等・条項	堺市水道事業給水条例第32条 及び堺市水道事業給水条例施行規程第22条の2	
所 管 課	サービス推進部 給排水設備課	
審 査 基 準 (処分基準を設定できない場合及び基準はあるが公開できない場合は、その理由)	<p>(料金等の減免) 第32条 管理者は、公益上その他特別の事由があると認めるときは、この条例によって納付しなければならない料金、加入金、手数料その他の費用を減免することができる。</p> <p>(加入金の減免) 第22条の2 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、申込者の申請により加入金の額から当該各号に定める額を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 既設給水装置を分岐箇所から撤去して同一敷地に新たに給水装置を設置するとき及び給水装置を改造するとき。 既設給水装置に係る加入金額</p> <p>(2) 私設消火栓を新たに設置し、又は改造するとき。 当該私設消火栓に係る加入金額</p> <p>(3) その他管理者が特に加入金の免除を必要と認めたとき。 管理者が必要と認める額</p>	
標準処理期間	標準処理期間	7日
	標準処理期間を設定できない理由	